

第 4 1 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、実質事業費の検証における各視点に対する各問題点（以下これらを「本件各問題点」という。）を非公開とした決定は妥当ではないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、審査請求人 A、B、C 及び D（以下これらの者を「本件各審査請求人」という。）から提起されたものであるが、対象となる行政文書が全て同一であること及び本件各審査請求人の主張は多少の差異はあるものの、おおむね同様の主張であり、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 審査請求人 A が行った審査請求（以下「本件審査請求①」という。）について

(1) 平成30年 9月27日、審査請求人 A は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

土地区画整理事業における再建計画
策定支援業務委託 報告書
平成30年 3月
名古屋市
※黒ぬりでないものを請求します。

(2) 同年10月 5日、実施機関は、本件公開請求①に対して、土地区画整理事業における再建計画策定支援業務委託 報告書 平成30年 3月 名古屋市（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人 A に通知した。

(3) 平成31年 1月11日、審査請求人 A は、本件処分①を不服として、審査庁

である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対して本件審査請求①を行った。

2 審査請求人Bが行った審査請求（以下「本件審査請求②」という。）について

(1) 平成30年 9月27日、審査請求人Bは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

土地区画整理事業における再建計画
策定支援業務委託 報告書
平成30年 3月
名古屋市
※黒ぬりでないものを請求します

(2) 同年10月 5日、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人Bに通知した。

(3) 平成31年 1月11日、審査請求人Bは、本件処分②を不服として、審査庁に対して本件審査請求②を行った。

3 審査請求人Cが行った審査請求（以下「本件審査請求③」という。）について

(1) 平成30年10月17日、審査請求人Cは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

土地区画整理事業における
再建計画策定支援業務委託
報告書
(H30年 3月名古屋市)

(2) 同月30日、実施機関は、本件公開請求③に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人Cに通知した。

(3) 平成31年 1月22日、審査請求人Cは、本件処分③を不服として、審査庁

に対して本件審査請求③を行った。

4 審査請求人Dが行った審査請求（以下「本件審査請求④」という。）について

(1) 平成31年 3月22日、審査請求人Dは、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

土地区画整理事業における再建計画
策定支援業務委託報告書
平成30年 3月
名古屋市
※黒ぬりでないものを請求します。

(2) 同月29日、実施機関は、本件公開請求④に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人Dに通知した。

(3) 同年 4月15日、審査請求人Dは、本件処分④を不服として、審査庁に対して本件審査請求④を行った。

第 4 実施機関の主張

1 本件各処分における決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書に記載されている図面は、特定の個人を識別することができ、通常他人に知られたくないものと認められるものであるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

(2) 本件行政文書に記載されている法人の事業内容等は、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、条例第7条第1項第2号に該当する。

(3) 本件行政文書に記載されている検討段階の数値や図面等は、市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第1項第4号に該当する。

2 上記1に加え、実施機関は、本件各審査請求に対する弁明書においておお

むね次のとおり主張している。

- (1) 中志段味特定土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）については、昭和44年に本件事業の発起人会（以下「発起人会」という。）が設立され、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号。以下「法」という。）第75条の規定に基づき、発起人会から実施機関に対して技術援助申請がなされた。これを受け、本市は、土地区画整理組合の設立を支援するため、土地区画整理事業の事業化に向けた基礎調査や事業計画の検討等に協力してきた。平成 7年10月には、発起人会から実施機関に対し中志段味特定土地区画整理組合（以下「本件組合」という。）の設立認可申請がなされ、実施機関は平成 7年12月に設立認可を行った。
- (2) その後、組合施行の土地区画整理事業として本件事業が推進されてきたが、本件組合が過年度の事業実績や、社会情勢の変化等を踏まえ、現行の事業計画の精査、資金計画の検証を行ったところ、現状のまま本件事業を推進していく場合、大幅な資金不足が発生するおそれがあることが明らかになり、平成28年 9月、本市は本件組合から、その旨の報告を受けるとともに、事業計画の見直しに対する支援の要望書を受領した。
- (3) これを受け、実施機関は、法第 123条の規定に基づき、平成28年10月に、本件組合に対し、事業計画の見直しに対し積極的に支援していく旨の回答書を送付した。
- (4) こうした経過のもと、本件行政文書は、法第 123条の規定により、本件組合に対して技術支援や助言を実施するため、平成29年度に本市が一般社団法人全日本土地区画整理士会（以下「士会」という。）に委託（以下「本件委託」という。）して作成したものであり、本件組合が変更事業計画の検討を行っていくにあたり必要となる、現行の事業計画における設計及び事業費の精査並びに事業費の削減に向けた概略検討等を実施したものである。

なお、平成30年度には、本件行政文書の中から、本件組合が合理的な変更事業計画を検討していくために必要となる情報を取りまとめ、本件組合に提供するとともに説明も実施しており、適切に開示したところである。
- (5) 本件行政文書には、本件組合に提供した精査結果及び検討結果以外にも、精査及び検討の過程で本市が仮に設定した条件に基づき試算・検討した結果並びに図面等が含まれており、本件各審査請求人に対しては可能な限りの情報を開示したところであるが、以下の情報については、条例の規定に基づき、一部非公開とした。

(6) 個人情報について（条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当）

本件行政文書に記載されている一部の図面には、中志段味地区の建物構造及び資産価値等が推測される可能性がある情報が含まれており、個人の財産に関するもので通常他人に知られたくないと認められる。

(7) 本件組合の事業情報について（条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当）

現行の本件事業計画における事業費の精査及び事業費削減方策の検討を行うために本市が収集した本件組合の事業情報は、実施機関が、法第 125 条の権限により得たものであり、本件組合の理事やコンサルタント以外には知り得ない、本件事業を行う上での内部管理に関する情報である。これらの情報は、本件組合の事業運営に支障をきたすおそれがあることから、外部に公開されていない情報であり、公にされた場合、本件組合に明らかに不利益を与えると認められる。

(8) 内部の審議、検討段階の情報について（条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当）

本件行政文書には、現行の事業計画の精査及び検討の過程で、本市が仮に設定した条件に基づき試算・検討した結果及び図面等の審議、検討段階の情報が含まれている。このため、本件行政文書の情報は、本件組合が今後、変更事業計画の検討・作成に向けて、詳細な検討を実施するための参考資料という位置付けであり、その情報が直ちに、変更事業計画案として反映されるものではない。

最終的な変更事業計画については、本件組合が今後作成する変更事業計画案をもとに、公共施設管理者や債権者をはじめとする様々な事業関係者との協議、調整や 2,000 人を超える地権者との合意形成を経て決定されるものであり、様々な不確定要素が含まれている。

したがって、これらの情報を公にすることにより、未確定段階の情報が確定されたものと誤解され、今後の事業見直しにおける検討・協議・合意形成や事業の運営に支障をきたし、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

(9) 以上のことから、本件各処分は妥当なものであり、本件各審査請求は理由のないものである。したがって、本件各審査請求を理由のないものとして棄却するとの裁決を求める。

3 加えて、実施機関は、口頭による意見陳述においておおむね次のように述べている。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号への該当性に関して

ア 本件行政文書のうち条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するとして非公開とした部分は、他部署が実施した調査結果を引用して中志段味地区内の建築物を耐火造・準耐火造・防火造等と分類した「耐火・非耐火建物図」（以下「本件耐火・非耐火建物図」という。）であり、当該情報は個人の財産に係るものであり、また当該情報は、住宅地図等と照らし合わせることで財産情報と特定の個人を紐づけることができることから、一般人の感受性を基準として判断すれば通常他人に知られたいくないものであると思料される。

イ 以上のことから、本件耐火・非耐火建物図は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいくないと認められる非公開情報であるといえる。

ウ また、本件行政文書のうち条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとして非公開とした部分のうち、「補償進捗状況図」、「金種別補償実績箇所図」、「使用収益開始通知済箇所」、「暫定使用箇所」及び「工事・移転、集約換地等実施箇所」の図面についても、個人の財産に係る特定の個人を識別することができる情報であることから、これらの図面（以下これらと本件耐火・非耐火建物図を合わせて「本件各図面情報」という。）は、条例第 7 条第 1 項第 2 号だけでなく、同項第 1 号にも該当する。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号への該当性に関して

ア 本件行政文書のうち条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとして非公開とした部分は、本件組合が委託した事業費検証の算定条件や委託報告書の内容、事業費等のデータや内部管理情報、仮換地等の指定等に伴う補償への今後の対応方針に関する情報及び上記(1)ウに掲げる各図面情報（以下「本件情報①」という。）であり、当該情報はいずれも本件組合内部の情報であり、事業施行者として公開することが法律等で定められているものではない。

イ そのため、本件情報①が広く市民に公にされた場合、本件組合と地権者との関係が悪化し、場合によっては本件組合が当該情報を本市に提供したことの責任を問われる可能性もある。また今後の本件組合運営や移転交渉等にも支障をきたしかねない。また、本件組合が公開していない情報を本市が一方的に一般に公開すると、本件組合と本市との間の信頼関係を損なうおそれが高く、今後の本市の監督や事業の執行に悪影響を

与え、本件組合に不利益をもたらすものといえる。

ウ 本件情報①のうち、事業費の検証及び収入項目の算定条件に関する部分は、将来の単価や保留地処分価額の予測が困難な中で様々なケースを想定して試算を行った結果であり、積算条件も当時分かりうる範囲で採用したものであることから、憶測の域を出ない未成熟な情報である。それに加え、本件情報①には、本件組合の理事やコンサルタント以外は知り得ない本件組合の経営状況や内部管理に関する情報が含まれていることから、こうした未成熟かつ外部に公開していない情報が公にされた場合、債権者たる金融機関との協議折衝で不利な立場を強いられる、あるいは本件組合員が未成熟な情報をもとに判断を行うことで事業再建に向けた合意形成に支障をきたすなど、本件組合に明らかに不利益を与えるおそれがあるといえる。

エ 以上により、本件情報①は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる非公開情報であるといえる。

(3) 条例第 7条第 1項第 4号への該当性に関して

ア 本件行政文書のうち条例第 7条第 1項第 4号に該当するとして非公開とした部分は、変更事業計画の検討や協議に向けて詳細な検討を実施するための参考データや本市の検討及び協議段階の内容（以下「本件情報②」という。）であり、これらの情報が本市の内部的な審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかである。

イ 本件行政文書は、本件組合から本市に対して事業計画の見直しに対する支援の要望書が提出されたことを受けて、本件組合経営の現状を把握し、また将来本市が本件組合に対して技術支援や助言を実施するために必要な検討を行うことを目的に作成された文書であり、そもそも本件事業は組合施行であることから、再建計画も本件組合が主体となって作成することになっている。

ウ そのため、本件行政文書にある素案も、本市が本件組合の今後の再建計画として作成したというわけではなく、将来にわたる本件組合の経営状況を予測するためのシミュレーションの一例として作成したのであり、事業計画の作成に必要な直接の利害関係人や公共施設管理者との協議を経していない未成熟な情報である。また、事業費や補償費についても、将来の単価や保留地処分価額の予測が困難な中で様々なケースを想定して

試算を行った結果であり、積算条件や算定方法も当時分かり得る範囲で採用したものであることから、これも憶測の域を出ない未成熟な情報である。

エ また、本市も事業再建に関して本件組合員に説明を行う準備を進めており、実際に平成30年11月18日の本件組合総代説明会にて本市として本件行政文書の検討を踏まえた事業再建パターンの検討結果についての説明を行っている。

オ これらの事情から、本件各処分時点で本件情報②が公にされた場合、まるで本市が本件組合の今後の再建計画を作成したとの誤解や憶測を与えてしまい、再建に関わる本件組合内部での意思決定を歪めるという形で、不当に市民に混乱を与えてしまうおそれがあった。また、法においては、実施機関は認可庁・監督庁の立場から組合に技術的な支援や助言を行うものと定められており、本件組合の意思決定に影響を及ぼしては事業における本件組合の主体性を侵すことになる。

カ 次に、本件情報②のうち未成熟な段階の「道路閉鎖危険範囲図」、「建物倒壊危険範囲図」及び「火災延焼危険範囲図」が公にされた場合、誤った危機感を煽り不当に市民に混乱を生じさせ、又個人の資産に不当に影響を与えるという形で特定のものに不当に不利益を及ぼすおそれがあるといえる。

キ 加えて、本件情報②のうち未成熟な段階の「設計図変更案」、「移転物件（合理化案）」及び「施行地区見直し案」が公にされた場合、施行区域に含まれているか否かなどの情報が不当に土地の投機を助長し又は買い控えや買い叩きを惹起するなど特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

ク 以上により、本件情報②は本市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのある非公開情報であるといえる。

第 5 本件各審査請求人の主張

本件各審査請求に対して、本件各審査請求人は次のとおり主張している。

1 審査請求人 A の主張

(1) 本件審査請求①の趣旨

本件審査請求①に係る処分のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求①の理由

審査請求人Aが審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求①の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件審査請求①に係る処分は、次の通り違法不当である。

(ア) 条例第7条第1項第1号、第2号、第4号に該当するとはいえないため。

(イ) 黒ぬりにした意味が分からないため。

イ 本件組合の理事は、理事会での協議において、黒塗りではない本件行政文書を参考に今後の事業計画の再建を検討していないということが分かる。

ウ 実施機関は、本件行政文書の中から、合理的な変更事業計画を検討していくために必要となる情報を取りまとめたと主張するが、本件行政文書そのまま事業計画再建の参考にしたわけではなく、実施機関が情報操作をしたというように理解できる。

エ また、実施機関は、本件行政文書を適切に開示したと主張するが、適切に開示した資料を見ていない。

オ 本件事業の参考資料という位置付けである本件行政文書を見ながら本件事業を検討できる名古屋市職員がいる一方で、参考資料を小出しにされている本件組合とでは、圧倒的に情報量に違いが生じ、共通の認識の中で議論を行うことは出来るはずもなく、極めて不公平である。

カ 税金を使って調査した本件行政文書であれば、納税者である地権者には開示すべきである。本件組合総代として、納税者として、名古屋市職員と同じ情報を持って本件事業に尽力したいと考えているので、本件行政文書の黒塗りをはずしていただきたい。

キ 本件行政文書を根拠に本件事業の再建計画が公表されているが、その根拠の情報が黒塗りされており、内容が理解できない。

ク 名古屋市会において本件事業の再建計画を実施する旨の報告がなされ

たが、本件組合において本件事業の再建計画の是非を問う投票前に、当該事業の再建計画を前提に議会に説明されているのはおかしい。

ケ また、名古屋市は、本件組合の最大限の自助努力を条件として 229億円の補助をすると主張するが、本件組合員は、その自助努力の内容も分からず、本件事業の再建計画に賛成か否かを判断することができない。

コ 本件事業に係る当事者にも市民にも情報を隠しているが、できることなら情報を公開して、本件事業の再建計画がどのように変化して、進むことになるのか知りたい。

サ 公明正大に情報を公開することで、本件事業についてもあらゆる知恵を享受できるともいえる。

2 審査請求人Bの主張

(1) 本件審査請求②の趣旨

本件審査請求②に係る処分のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求②の理由

審査請求人Bが審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求②の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件審査請求②に係る処分は、次の通り違法不当である。

(ア) 条例第 7条第 1項第 1号、第 7条第 1項第 2号、第 7条第 1項第 4号に該当するとはいえないため

(イ) 黒ぬりにした意味が分からない

イ 実施機関は、非公開部分について個人識別が出来る内容等が含まれているとの弁明であるが、明らかにそれ以外に非公開にされている部分が見受けられる。

ウ 本件組合員は、自分たちの事業に関わる全ての情報を知り、自分たちの財産を守る権利がある。

エ 実施機関は、弁明書において、可能な限りの情報を開示し、一部条例の規定に基づき一部非公開としたと主張するが、ほとんどの部分が黒塗りの本件対象文書に対する回答でないことは明らかであり、内容を理解

されたい。返答を願いたい。

オ 税金を使って調査して行政文書を作成しているのであれば、納税者には見せるべきであるから、本件行政文書の黒塗りを全てはずしていただきたい。

カ 本件行政文書は、本件事業の再建計画作成の根拠となっており、本件組合員が本件事業について判断する元になるものであるのに、多くが黒塗りとなっており、判断のしようがない。

ク 土地区画整理事業は地権者が自分でやるという前提ではあるが、本件事業は「特定」が付く名古屋市としても重要な土地区画整理事業のほずである。それなのに、この黒塗りの資料しか見せてもらっておらず、情報がなさすぎる中で地権者にだけ責任を取らせるべきではないというのが率直な思いである。

ケ これからどれくらい負担が掛かるのか分からない本件事業について、皆で情報を共有し、十分に理解した上で再建計画を作るべきというのが正当だと考える。

3 審査請求人Cの主張

(1) 本件審査請求③の趣旨

本件審査請求③に係る処分において非公開とした部分すべてにおいて取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求③の理由

審査請求人Cが審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求③の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第7条第1項第1号、第2号、第4号に該当しない。

イ 実施機関は、弁明書において、平成30年度には、本件行政文書の中から、本件組合が合理的な変更事業計画を検討していくために必要となる情報を取りまとめ提供するとともに説明も実施しており、適切に開示したと主張するが、本件組合員であり、本件組合総代であるが、十分な説明を受けてはおらず、事実と異なる。

ウ 行政側に業務怠慢があれば、公開し謝罪すべきである。情報を隠すのではなく、今後の為に公開し、改善し、それによって、不利益を被って

いる地権者を救済する必要がある。黒塗りは権力の悪用であり、地権者には全て公開し、説明をきちんとすべきである。

エ たとえ、仮に設定した条件に基づいて試算した検討段階の資料であっても、それに関係する地権者が望めば情報公開すればよく、当事者が大事な情報を知らないというのは問題である。

オ 実施機関が弁明書において主張する、検討段階の情報、参考資料などは、情報が直ちに変更計画案として反映されるかどうか分からないから非公開とするということは、非公開理由にならない。むしろ当事者が比較検討も出来ないようではより良い計画はできず、貴重な情報が活かされず、税金の無駄遣いである。

カ そして、未確定段階の情報が確定されたものと誤解されるという実施機関の考え方そのものが一方的である。

未確定段階の情報は、きちんと誤解されないように説明すれば良く、むしろ、公開しないことが誤解される。

公開したことが原因で、今後の本件事業見直しにおける検討協議に係る合意形成や事業の運営に支障を起こすことはない。地権者にとって有益な情報を隠さないでほしい。

キ 実施機関は、弁明書において、非公開理由として本件組合の理事やコンサルタント以外には知り得ない、内部事業が含まれていると主張するが、以前確認したところ、黒塗りでない報告書が見えるのは、名古屋市職員のみとのことであった。見ることの出来ない本件組合やコンサルタントが、非公開情報を公にされた場合、明らかに不利益になるのかどうか分かるはずがない。

ク なぜ、黒塗りにする必要があるのだろうか。本件組合側にとって黒塗りにする必要はない情報である。黒塗りであることが、本件組合側に不利益を引き起こしている。

ケ 非公開としている情報は、名古屋市にとって不都合なことで、地権者にとって不利益なことなのではないかと感じる。黒塗りで我々は分からないので、中身を確認してほしい。個人情報部分は分かるけれど、それ以外が数多く隠されており、内容の推測ができない。

コ 市民の貴重な財産であるので、本来全てを公開し、共有すべきである。

そうでないと本件事業が上手くいかず、十分な情報がないと正しい判断ができない。過去26年間うまくいっていない原因について税金で委託して調べた内容なのに、黒塗りでは、何のために本件行政文書を作成したのか分からない。

サ 以上のことから、本件処分③は妥当ではなく、本件審査請求③は理由のないものではない。したがって、本件審査請求③を理由あるものとして、正当で公平な裁決を求める。

4 審査請求人Dの主張

(1) 本件審査請求④の趣旨

本件審査請求④に係る処分のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求④の理由

審査請求人Dが審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求④の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件審査請求④に係る処分は、次の通り違法、不当である。

(ア) 条例第7条第1項第1号・第7条第1項第2号・第7条第1項第4号に該当するとは言えないため

(イ) 黒ぬりにした意味が分からないため黒ぬりをはずしてほしい。

イ 本件組合の理事は、理事会での協議において、黒塗りではない本件行政文書を参考に今後の事業計画の再建を検討していないということが分かる。

ウ 実施機関は、本件行政文書の中から、合理的な変更事業計画を検討していくために必要となる情報を取りまとめたと主張するが、本件行政文書をそのまま事業計画再建の参考にしたわけではなく、実施機関が情報操作をしたというように理解できる。

エ また、実施機関は、本件行政文書を適切に開示したと主張するが、適切に開示した資料を見ていない。

オ 本件事業の参考資料という位置付けである本件行政文書を見ながら本件事業を検討できる名古屋市職員がいる一方で、参考資料を小出しにされている本件組合とでは、圧倒的に情報量に違いが生じ、共通の認識の

中で議論を行うことは出来るはずもなく、極めて不公平である。

カ 税金を使って調査した本件行政文書であれば、納税者である地権者には開示すべきである。本件組合総代として、納税者として、名古屋市職員と同じ情報を持って本件事業に尽力したいと考えているので、本件行政文書の黒塗りをはずしていただきたい。

キ 本件行政文書を根拠に本件事業の再建計画が公表されているが、その根拠の情報が黒塗りにされており、内容が理解できない。

ク 名古屋市会において本件事業の再建計画を実施する旨の報告がなされたが、本件組合において本件事業の再建計画の是非を問う投票前に、当該事業の再建計画を前提に議会に説明されているのはおかしい。

ケ また、名古屋市は、本件組合の最大限の自助努力を条件として 229億円の補助をすると主張するが、本件組合員は、その自助努力の内容も分からず、本件事業の再建計画に賛成か否かを判断することができない。

コ 本件事業に係る当事者にも市民にも情報を隠しているが、できることなら情報を公開して、本件事業の再建計画がどのように変化して、進むことになるのか知りたい。

サ 公明正大に情報を公開することで、本件事業についてもあらゆる知恵を享受できるともいえる。

第 6 審査会の判断

1 争点

- (1) 本件各図面情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件情報①が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。
- (3) 本件情報②が条例第 7条第 1項第 4号に該当するか否か。

2 条例の趣旨

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性

の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

3 本件行政文書について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容については、次の事実が認められる。

(1) 本件行政文書は、上記第 4の 2(2)、(3) 及び(4) のとおり、施行主体である本件組合が本件事業を現状のまま推進していく場合、大幅な資金不足が発生するおそれがあることが明らかになったことから、法第 123条の規定により、実施機関が、本件組合に対して技術支援や助言を実施するため、平成29年度に、本件組合が変更事業計画の検討を行っていくにあたり必要となる、現行の事業計画における設計及び事業費の精査並びに事業費の削減に向けた概略検討等を取りまとめた資料である。

(2) 本件行政文書は、大別すると、本件委託業務の概要、本件事業の実態事業費精査を行うための基礎となる本件組合が実施した過年度成果の確認及び事業の実態を把握するための基礎条件の整理、本件行政文書作成時の本件事業計画の設計検証、事業費及び事業費不足額を算出し行った実質事業費の検証、検証した実質事業費を基に設計図の変更等を含めて事業費削減方策を検証した再建計画素案の検討、本件事業再建計画素案を作成するにあたり必要な各種関係機関と実施した各種関係機関協議等並びに本件行政文書を作成するために用いた参考図面をまとめた参考資料で構成されている。

実施機関は、本件行政文書中再建策定支援及び参考資料でまとめられた図面においては、特定の個人を識別することができることから条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして、再建策定支援中基礎条件の整理、実質事業費の検証及び再建計画素案の検討に記載された事項及び参考資料でまとめられた図面においては、特定の法人等から取得した情報が同項第 2号に該当するとして非公開としている。また、同行政文書中再建策定支援における実質事業費の検証、再建計画素案の検討及び各種関係機関協議に記載された事項においては、実施機関の内部における審議又は検討に関する情報が同項第 4号に該当するとして非公開としている。

(3) 本件事業は、第一義的には本件組合が施行主体である。また、本件各処分時には本件事業の見直しがまさに図られている状況であり、現時点においても本件事業は継続中である。

(4) なお、本件公開請求①から④までに対して実施機関が特定した本件行政文書は、同一であるものの、上記第 3に掲げるとおり本件各処分がなされ

た時点が異なる。そのため、本件処分④の決定内容については、本件処分①から③までの各決定内容と比較すると、条例第7条第1項第2号により非公開とした部分のうち、本件組合から報告があった本件事業に対する総事業費、総収入及び不足額（以下これらを「本件各報告金額」という。）並びに同項第4号により非公開とした部分のうち、収支額の内訳、その比較額及び事業費の増減に関する情報（以下これらを「本件事業費検討情報」という。）については、平成30年9月の名古屋市会都市消防委員会において当局が答弁したこと及び同年11月に本件事業に係る本件組合総代説明会において、本件組合理事から本件組合総代に説明を行っていることをもって、実施機関は、当該各情報を非公開とする事由がなくなったとして、公開していることが認められる。

4 本件事案に対する審査会の考え方

本件事業は、第一義的には施行主体である本件組合が推進すべき事業ではあるものの、土地区画整理事業の性質及び同事業の進捗状況から、その影響は、本件組合の組合員にとどまらず、市民の生活にも及ぶ。その公益性は高く、過去、本件事業に係る行政文書の公開決定等については、当審査会から審査庁に対し、第408号答申を行ってきたところである。

本件各審査請求の対象となる本件行政文書と、過去に当審査会において答申した本件事業に係る行政文書（以下「過去答申行政文書」という。）とは、本市が本件事業を支援するために作成したということで類似する。しかし、過去答申行政文書に記載されている情報の多くは、本件組合が設立された平成8年から平成21年までの情報であり、相当数年数が経過していた。他方、本件行政文書に記載されている情報は、本件事業の現行の事業計画における事業費等の精査及び削減に向けた概略検討等に関するものであり、今後の本件事業の検討に直接的に関係するものであることから、過去答申行政文書と本件行政文書に記載されている情報を同様に扱うわけにはいかない。

当審査会は、これらのことを踏まえ、上記2の条例の原則公開の理念に立って、改めて条例に沿って本件事案を判断する。

5 本件各図面情報の条例第7条第1項第1号該当性について

まず、本件各図面情報が、条例第7条第1項第1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書を見分すると、本件各図面情報には、本件行政文書作成時点の本件事業区域における建築物等が記載されており、図面に建築物が耐火又は非耐火建物であるか否かの情報、本件事業に係る補償進捗状況に関する情報、本件事業に係る使用収益開始に関する情報及び換地等の実績に関する情報が記載されていることが認められる。

(3) これらの情報は、地図上に示されていることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であって、個人の財産状況等が示された情報であることから、通常他人に知られたくないものと認められる。

(4) したがって、本件各図面情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

6 本件情報①の条例第 7条第 1項第 2号該当性について

次に、本件情報①が、条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断するが、実施機関が本件情報①のうち同条同項第 1号に該当するとして主張している各図面情報については、上記 5において非公開とすべき情報であると判断したので、当該各図面情報については重ねて判断せず、本件情報①から当該各図面情報を除いた情報（以下「本件情報①[〃]」という。）について判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①[〃]は、本件事業を行う上での本件組合の内部での検討内容であり、これらの情報は、実施機関が、法第 125条の権限により実施機関が本件組合から得た当該組合の事業に関する情報であることから、本件情報①[〃]が法人等の事業活動に関する情報であることが認められる。

(3) 次に、本件情報①[〃]から本件各報告金額を除いた情報（以下「本件法人情報」という。）を公開すると本件組合に明らかに不利益を与えるか否かについて検討する。

ア 本件法人情報は、本件事業に係る本件組合が委託した事業費検証の算定条件や委託報告書の内容、事業費等のデータや内部管理情報及び仮換地等の指定等に伴う補償への今後の対応方針に関する情報であり、当審

査会が調査したところ、本件法人情報が本件各処分時点で外部に公開されている事実は認められなかった。

イ 本件法人情報は、本件事業に係る公知となっていない本件組合の今後の対応方針や事業費の検証といった内部管理情報であることが認められるが、本件事業の公益性の高さに鑑みると、公開することによる公益は一定程度あると推察する。

ウ しかし、本件事業は、上記 3(3) のとおり第一義的には、本件組合が施行主体となって推進する事業であって、本件法人情報は、内部管理情報及び今後の対応方針に関する情報であり、これらの情報は、本件組合が公にされることを予定していないものであると認められ、これらの情報が公開されることで、本件組合が債権者たる金融機関との協議折衝で不利な立場を強いられるなど、本件組合の事業運営に支障をきたし、本件組合に明らかに不利益を与えると認められ、公開することによる公益が、本件組合への不利益を上回るとは認められない。

(4) なお、本件情報①のうち、本件各報告金額についても、上記 3(4) のとおり、本件各処分時点によって、公開又は非公開の判断が異なるが、本件処分④がなされた時期より前には公表されていなかったことを考慮すると、上記 (3) のとおり、本件処分①から③までの時点において本件各報告金額が公開されると、本件組合の事業運営に支障をきたし、本件組合に明らかに不利益を与えると認められ、公開することによる公益が、本件組合への不利益を上回るとは認められない。

(5) したがって、本件情報①のうち本件法人情報については、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められ、本件各報告金額についても、本件処分①から③までの時点においては、同号に該当すると認められる。

7 本件情報②の条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性について

次に、本件情報②が、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、当該情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書の作成の趣旨及び内容に照らせば、本件情報②は、本件事業に係る本市における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件情報②から本件事業費検討情報を除いた情報（以下「本件審議検討情報」という。）を公開すると、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件審議検討情報について、実施機関は、本件各処分時に本件審議検討情報を公開すると、本市が本件組合の今後の再建計画を作成したとの誤解や憶測を与えてしまい、再建に関わる本件組合内部での意思決定を歪めるという形で、不当に市民に混乱を与えてしまうおそれがある旨主張する。

イ 本件組合は、本件各処分時点において、本件事業計画の大幅な変更を検討しようとする段階にあったところを踏まえると、本件組合員が自ら過去の経緯を検証し、本件組合の再建のため、建設的な議論をし、正確な判断をしたいと望むのは当然のことであり、これらの情報を公開することによる一定の利益があると推察する。

ウ しかし、本件事業のような組合施行による土地区画整理事業は、第一義的には施行主体である土地区画整理組合がその責任において組合員の合意形成を図りながら推進すべきものであり、関係権利者等の利害関係が複雑かつ微妙に絡み合うことに鑑みると、本件審議検討情報が公開されると不当に市民の間に混乱を生じされるおそれがあるといえる。したがって、これらの情報を公開することによる利益が、なお公開することがもたらす支障を上回るとは認め難い。

エ ただし、本件審議検討情報のうち本件各問題点については、これらの情報を見分すると、現地の調査を行うことで明らかになる客観的な事実が記載されているのみであり、実施機関が主張するような支障をきたすおそれが高いとまでは認められない。

(4) なお、本件情報②のうち、本件事業費検討情報についても、上記 3(4)のとおり、本件各処分時点によって、公開又は非公開の判断が異なるが、本件処分④がなされた時期より前には公表されていなかったことを考慮すると、上記 (3)イ及びウのとおり、本件処分①から③までの時点において本件事業費検討情報が公開されると、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるといえる。したがって、これらの情報を公開することによる

利益が、なお公開することがもたらす支障を上回るとは認め難い。

(5) したがって、本件情報②のうち本件各問題点は、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するとは認められないが、本件審議検討情報については、同号に該当すると認められ、本件事業費検討情報についても、本件処分①から③までの時点においては、同号に該当すると認められる。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会からの要望

行政文書の公開又は非公開の判断は、名古屋市情報公開条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱第 3 の非公開情報該当性に関する判断基準本文に基づき、公開決定等を行う時点を基準時とすることが定められている。当審査会は、それに沿って実施機関の本件行政文書の公開又は非公開の判断の妥当性について、本件各処分時を基準時として判断した。

しかし、上記第 6 の 3(4) のとおり、上記基準時以降、本件事業の進捗状況等により、従前は非公開であった情報が公開されるなど公開範囲について変化しており、更には、本市が本件組合に対し、本件組合の事業再建のため本件事業費につき多額の支援を行うことを約すなどしており、本件事業の市民に与える影響が大きくなっていることに鑑みると、本件事業に係る情報の公開の必要性はより高まっている。

このような諸事情の変化において、実施機関においては、当審査会において本件各処分時は非公開とした決定が妥当であると判断した情報についても、条例第 1 条で規定しているように市民の知る権利を尊重し、積極的に公開することについて検討することを強く要望する。

第 8 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
平成31年 1月30日	諮問書の受理
3月12日	弁明書の写しの受理
4月22日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
平成31年 1月30日	諮問書の受理

3月12日	弁明書の写しの受理
4月22日	反論意見書の受理

(3) 本件審査請求③

年 月 日	内 容
平成31年 3月 7日	諮問書の受理
3月29日	弁明書の写しの受理
令和元年 5月15日	反論意見書の受理

(4) 本件審査請求④

年 月 日	内 容
令和元年 7月16日	諮問書の受理
8月 5日	弁明書の写しの受理
10月10日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 9月24日 (第40回第 1小委員会)	調査審議
10月22日 (第41回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第41回第 1小委員会)	審査請求人B、C及びDの意見を聴取
11月26日 (第42回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第42回第 1小委員会)	審査請求人Aの意見を聴取
令和 4年 2月25日 (第45回第 1小委員会)	調査審議
6月 3日 (第49回第 1小委員会)	調査審議
7月 1日 (第50回第 1小委員会)	調査審議
10月 7日 (第53回第 1小委員会)	調査審議

同日 (第53回第 1小委員会)	実施機関の意見を聴取
5月15日 (第60回第 1小委員会)	調査審議
6月12日 (第61回第 1小委員会)	調査審議
7月21日 (第62回第 1小委員会)	調査審議
8月10日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀